

令和6年度札幌市障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

機関名	札幌市(市長部局、議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会)
任命権者	札幌市長、札幌市議会議長、札幌市選挙管理委員会委員長、札幌市代表監査委員、札幌市人事委員会委員長
評価年度	令和6年度
目標に関する達成度	
	<p>○採用に関する実雇用率の目標 【目標】 2.81% 【実雇用率】 2.91% ※令和6年6月1日時点 <市長部局以外> 障がい者雇用の推進に関する理解を促進した。</p>
取組内容の実施状況	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務局職員部人事課長を選任した。(令和6年度以前に充て職として対応済) ○障害者職業生活相談員として、総務局職員部人事課人事係長を選任した。(令和6年度以前に対応済) ○(一社)日本心のバリアフリー協会代表理事の杉本梢氏を招き、心のバリアフリーの観点から、障がいのある市民との接し方や障がいのある職員へのマネジメント方法等についての研修を管理職(課長職)向けに行った。 ○障がいのある職員を部下にもった場合の対応方法についての研修を新任の役職者(係長職)向けに行った。 <市長部局以外> 障害者職業生活相談員の選任義務が生じなかったため、公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習の受講実績はない。</p>
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○新規採用時又は部署異動時などのタイミングでの面談において、業務の適切なマッチングができているかの検討を行った。 <市長部局以外> 障がいのある職員が在籍した場合に備えて、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討した。</p>

<p>3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○面談の際、障がいのある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的な必要な措置を講じた。</p> <p>○必要な措置を講じるにあたっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも過重な負担にならない範囲で適切に実施した。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいのある受験者を排除し、又は特定の障がいのある受験者に限定すること。 ・自力で通勤できることといった条件を設定すること。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。 ・「就労支援機関」に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。 ・特定の就労支援機関からのみの受入を実施すること。 <p><市長部局以外></p> <p>障がいのある職員が在籍した場合に備えて、必要な配慮等がどのようなものなのかの検討を行った。</p>
<p>その他</p>	
	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進した。</p> <p>○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境等の整備や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行った。</p>